

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

令和元年 11 月 11 日

第 116 号

〒614-8034 京都府八幡市八幡舞台 34 番地の 17

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp)

## 請求書はもう提出しましたか？

## 年金生活者支援給付金は 12 月から支給開始

「年金生活者支援給付金」は、本年 10 月に開始された消費税引上げ分を活用し、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活支援のため、年金に上乗せして給付されます。

この給付金を受け取るためには、請求書の提出が必要で、本年 9 月から対象者にはハガキ形式の請求書が送られています。

### 給付金の対象者は次の3種類

#### 1. 老齢基礎年金を受給している方

- 65 歳以上で老齢基礎年金を受けている方
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税になっている
- 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が 879,300 円以下である
- 給付額

月額 5,000 円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額です。

- ① 保険料納付済期間に基づく月額 = 5,000 円 × 保険料納付済期間 / 480 月
- ② 保険料免除期間に基づく月額 = 10,834 円 × 保険料免除期間 / 480 月

#### 2. 障害基礎年金を受給している方

- 障害基礎年金を受けている
- 前年の所得が「4,621,000 円 + 扶養親族の数 × 38 万円」以下である
- 給付額
  - ① 障害等級 2 級の方…月額 5,000 円

- ② 障害等級 1 級の方…月額 6,250 円

#### 3. 遺族基礎年金を受給している方

- 遺族基礎年金を受けている
- 前年の所得が「4,621,000 円 + 扶養親族の数 × 38 万円」以下である
- 給付額 : 月額 5,000 円

### 請求は簡単です

日本年金機構から届く封書の中に入っているハガキに記入して、送るだけです。

- ① 同封の請求書を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入。
- ② 目隠しシールと切手を貼って、郵便ポストに投函
- ③ 支給決定書が到着。振込月の上旬に、振込通知書が到着
- ④ 受給している年金とは別に、上乗せされて支給(年金と同じ受取口座に、年金とは別に支給)

※ 本年 4 月 2 日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類が送られます。

※ 来年 1 月以降に遅れて請求した場合は、請求月の翌月分からの支給になります。12 月中に請求しましょう！

### 不審な電話や訪問に注意を！

厚生労働省は、「日本年金機構」や「委託業者」等の職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座や家族構成、預金額を聞くなど、不審な電話や訪問があると、注意を呼びかけています。

万一、このような電話や訪問があった場合は、最寄りの年金事務所か専用ダイヤル 0570-05-4092 へご連絡ください。

(裏面に続く)



# 労働基準法 14

## 6か月働けば10日の年次有給休暇が

年次有給休暇を取得する権利は、①6か月の継続勤務、②その間の出勤率が80%以上であること、この2要件を満たせば、あらゆる労働者に発生します。出勤率の計算においては、労災の休業期間、育児・介護休業、産前産後休業、年次有給休暇取得日は、出勤したものとして計算します。年次有給休暇は勤続年数によって増加する仕組みで、6ヶ月間の継続勤務で10日、以降1年ごとに増加し、6ヶ月半以上勤めれば毎年20日の年次有給休暇を取得する権利が発生します。年次有給休暇取得の権利は2年間で時効により消滅し、前年度に未行使の年次有給休暇は翌年度に繰り越され、翌年度末には時効によって消滅します。

週1回の法定休日や夏季休暇をいつにするかは会社が決めますが、年次有給休暇はいつでも好きなときに、理由を問わずに取得できます。年次有給休暇を取得する時に事業主の許可を得る必要はなく、事業主が日にちを変更できるのは、“事業の正常な運営を妨げる場合”に限られます。

### ○一般従業員の場合

年数	半年	1年半	2年半	3年半	4年半	5年半	6年半
日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

### ○労働日数が少ないパートなど

週日数	半年	1年半	2年半	3年半	4年半	5年半	6年半
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

## 年次有給休暇をいつ取るかは労働者が決定

年次有給休暇をいつ取るかは、労働者が自由に決定できるのが基本です。また、労使協定を結ぶことによって、事前に年休日を決めておく「計画的付与」という制度があります。この制度は、付与後に労働者が自由に利用できる日数を少なくとも5日残しておくことが必要です。さらに、年次有給休暇は1日単位で取得するのが原則ですが、労使協定を結んで対象労働者の範囲を決めることによって、1年5日までは時間単位で取得することができます。

今年4月からは、年次有給休暇が10日以上ある労働者に対しては、労働者の希望を聞いた上で、5日間は使用者が年次有給休暇を取得する日を決めるようになりました。

## 有給休暇日の賃金

有給休暇は、読んで字のごとく“給与のある休暇”です。有給休暇日の賃金は、次の3種類があります(労働基準法第39条第7項)。

1. 平均賃金
2. 所定労働時間労働した場合に支払われる通常賃金
3. 健康保険法の標準報酬月額額の30分の1の金額

(次号に続く)

## 事務所からひとこと



10月5日(日)、社会保険労務士の仲間12名とJR向日町駅—善峰寺—勝龍寺城跡—サントリービール工場というコースで、健康増進イベントに参加しました。

JR向日町駅—善峰寺までは約10kmほどもあり、平坦な市街地から、登山を思わせるかなり急な坂を登った。善峯寺は西国33ヵ所第20番札所で、長元7年(1034)に後一条天皇によって「良峰寺」とされ、その後建久3年(1192)に後鳥羽天皇によって現在の「善峯寺」とされたという。境内の中は、まず山門を入ると右手に、樹齢600年以上という天然記念物・遊龍の松が目に入り、そこを抜けると釣鐘堂・護摩堂・多宝堂がある。さらに登ると阿弥陀堂をとおり、最上階の薬師堂があり、下りは釈迦堂と桂昌院廟を回って降りてきました。

簡単な昼食を取った後、JR向日町駅に戻り、電車でJR長岡京駅から、勝龍寺城跡へ。ボランティアさんに、案内をしてもらいました。さらに、そこから徒歩で、サントリービール工場へ。工場見学の後、楽しみの“ひとり3杯まで”の試飲をした。3種類のプレミアム・モルツの振る舞いを受け、渴いた喉を潤した。私の万歩計は、24,000歩を記録していました。秋晴れの1日、楽しい時間を仲間と共に過ごすことができました。